



第39回 教育資金の贈与について 2



祖父母から孫に教育資金を一括で贈与した場合には贈与税がかからないと聞いていたので、1000万円を贈与しようかと考えていました。

しかし、制度が改正されたと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。



今回は、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」（以下「特例」といいます。）についてのご質問ですね。

この特例については、昨年も一部改正があり、このコーナーの第28回（昨年10月号）でもご紹介しました。今回は、特例についての復習と改正点についてのご説明をしたいと思います。

1. 概要

この特例は、両親・祖父母・曾祖父母などの直系尊属（以下「贈与者」といいます。）が、30歳未満の子供・孫・ひ孫などの直系卑属（以下「受贈者」といいます。）に、取扱金融機関との教育資金管理契約に基づいて教育資金を一括で贈与した場合には、受贈者1人あたり最大1,500万円（習い事等は最大

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

500万円）まで贈与税が非課税になる制度で、贈与の年の前年分の受贈者の合計所得金額が1000万円を超える場合は適用できません。

この特例のポイントは、贈与者（祖父母等）と受贈者（孫等）のほかに「金融機関」がかかわることです。具体的には、「教育資金非課税申告書」を金融機関に提出して教育資金を預け入れ、教育資金が必要になる度に受贈者等に払い戻しを行います。この際、払い戻された金額が「教育資金」であることを証明するために、受贈者等が領収書等や請求書等を、取扱金融機関へ提出する必要があります。

2. 改正の内容

(1)適用期限の延長

適用期限が令和5年3月31日まで2年間延長されました。

(2)教育委資金の範囲の拡充

特例の適用対象となる認可外保育施設の要件が緩和されました。

教育資金の範囲 特例の対象となる教育資金は、次の①～⑦に該当するものです。

◆学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ②学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等※における教育に伴って必要な費用など

◆学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるもの（500万円が限度）

- ③教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
ただし、受贈者が満23歳に達した日の翌日以後は、教育訓練給付金の支給対象となる費用に限ります（以下、④⑤も同じ）。
- ④スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ⑥②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
- ⑦通学定期券代、留学のための渡航費用などの交通費

※「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(3) 贈与者死亡時の相続税の課税関係 (表1 参照)

贈与者が死亡した時に受贈者が次の①～③の場合を除き、一定の金額が贈与者から相続により取得したものとみなされ、相続税の課税対象(以下「管理残額」といいます。)となります。この管理残額となる額は次のイ～二のとおりとなります。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

イ. 平成31年3月31日まで

平成31年3月31日までに、この特例の適用を受けた受贈額の合計額(以下「非課税拋出額」といいます。)から、教育資金としての支出を確認された金額の合計額(以下「教育資金支出額」といいます。)を差し引いた残額については、管理残額となる額はありません。

ロ. 平成31年4月1日から令和3年3月3日まで

平成31年4月1日から令和3年3月31日までの非課税拋出額から教育資金支出額を差し引いた残額については、死亡前3年以内の非課税拋出金額に対する残額についてのみは、管理残額に算入されません。死亡前3年前にかかるものは管理残額に含まれません。

表1

拋出時期	～ H31.3.31	H31.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～
(1) 相続税課税	課税なし	死亡前3年以内の拋出分に限り、課税あり	課税あり
(2) 相続税額の2割加算	適用なし	適用なし	適用あり

なお、相続人以外の者が相続・遺贈で財産を取得した場合に、相続税が2割増しになる「2割加算」制度がありますが、受贈者が相続人以外の者に該当する場合であっても2割加算の制度は適用されません。

ハ. 令和3年4月1日以降

令和3年4月1日以降の非課税拋出金から教育資金支出額を差し引いた残額については、全額が相続税の課税対象となり、管理残額に参入されます。また、2割加算制度の適用もあります。

二. 具体的な計算

具体的に相続税の課税対象となる管理残額は、次の算式により計算します。①～⑤については表2を参照してください。

$$\text{管理残額} = \text{⑤} \times \frac{\text{③} + \text{④}}{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}$$

表2 贈与者の死亡日における管理残額の計算方式

